

Title	第二次奉直戦争と日本
Sub Title	Japan's policy toward China during the Chili-Fengtien Fight, 1924
Author	池井, 優 (Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.3 (1964. 3) ,p.48- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640315-0048">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640315-0048</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 第二次奉直戦争と日本

池 井 優

一 序  
第一次奉直戦争より江浙戦争に至る  
中国内政の推移と日本の対華政策

二 江浙戦争の開始と日本の対応

三 奉直両派の戦闘と日本の対応

四 馮玉祥のクー・デター

結び

### 序

一九二四年（大正一三年）六月十一日、加藤高明を首班とする所謂護憲三派内閣が成立し、幣原喜重郎が外相として入閣した。新外相幣原の登場は、列国からも好意の目を以つて迎えられる、幣原自身も、ワシントン会議を背景とする国際的な平和ムードに乗り、霞ヶ関正統外交を推進する態度で臨んだのであった。かくて所謂幣原外交はここに発足することになったのである。当時世界は、第一次大戦の痛手からようやく立ち直り、ワシントン体制のうちに進んでいたが、日本の外交にとつて

は、米国の排日移民法の制定、対ソ国交回復問題、対中国問題等未解決の難問題が山積していた。

幣原外相は、その就任直後の議会演説（一九二四・七・一）において、中国問題について次のように述べてその方針を明らかにした。すなわち、

対支問題に至つては是れ亦我々の極めて重要視するところであります。列国殊に日本としては支那の政情一日も速に安定を告げむ

ことを希望するのは当然であります。が遺憾乍ら未だ著しき結果を見るに至りませぬ。我々は同情と忍耐と希望とを以つて支那国民の

努力を視望し、偏に其の成功を祈るのみならず、支那の我れに求むることあるべき友好的協力は我れに於いて及ぶ限り、之を提供するを

辞せざる考であります。支那の内政上の事柄に就いては我々の干与すべき限りではありませぬ。又我々は支那の合理的立場を無視するが

如き何等の行動を執らむとするものではありませぬ。之と同時に支那に於いても、我合理的立場を無視するが如き何等の行動を執らざることを信じます。我々の公明正大な政策は支那国民に於いても必ず之を認むることゝ信じます。先般の華盛頓会議に於いても支那

に關する諸条約が調印せられましたのは夙に御承知の通であります。其の規定する政策は我々の執らむとする政策と全然一致するものでありますから、政府は同条約の精神によつて終始せむとする次第であります。<sup>(1)</sup>

幣原外相がいうまでもなく、当時中国は第一次奉直戦争（一九二三年）を経て、未だ内争は已然として終熄せず、滿洲に引退した張作霖は直隸派に対する反撃の機会を狙い、南方の孫文また北伐の機をうかがつて居り、政情の不安定から外国人の被害事件等も頻発する有様であつた。次いで間もなく一九二四年九月には浙江督軍盧永祥と江蘇督軍齊燮元との間に江浙戦争が勃発し、十月には遂に再び奉直戦争の勃発となつた。

わたくしはさきに、第一次奉直戦争に対する日本の対応について発表し、所謂外務省路線と軍部路線との間に、滿洲情勢なかんづく張作霖軍閥の評価について差異があり、ここから兩者の異つた対華政策が生み出されたが、当時においては、外務省路線が軍部路線を未だチェック又はコントロールすることが出来たことを指摘した。<sup>(2)</sup> 本稿は、前稿の続編として外務省

資料、軍部側資料を基礎として、第一次奉直戦争終了から江浙戦争をへて第二次奉直戦争にいたる間の日本の対応を、同じく政府、軍部両者間の評価、対応如何という観点から検討しようとするものである。特に第一次奉直戦争敗戦後における張作霖に対する日本側の評価の変化、奉直抗争が日本の在滿權益へ波及することへの危惧、出先機関の情況判断と幣原外相の不干渉政策の固執、馮玉祥のクー・デターによる呉佩孚軍の敗北と日本軍部の動き、更には日本は「不干渉政策」を全うし得たかどうか、これらの問題を取り上げることによつて、所謂幣原外交の評価にもある程度接近してみようとするものである。

(1) 第四十九帝国議会外交演説(幣原平和財団『幣原喜重郎』二六五―二六六頁)

(2) 池井 優「第一次奉直戦争と日本」(英修道博士選歴記念論文集『外交史及び国際政治の諸問題』所収)

## 一 第一次奉直戦争より江浙戦争に至る中国内政の推移と日本の対華政策

第一次奉直戦争の結果、奉天軍は全く関外に追い出されたが、東三省に在る限り張作霖の地位は安固たるものがあつた。一九二二年五月張作霖は、天津において東三省の独立宣言を発表し、自治の形式を採ることになつた。そして対直隸派復讐のため軍事計画を着々推進し、軍隊を新たに編成し、兵工廠を設け、航空処を設置し、軍備の拡充に全力を傾倒していた。

一方直隸派は、張作霖を関外に駆逐したものの、その内部は曹錕の保定派、曹銳の天津派、呉佩孚の洛陽派の三派に分れて居り、天津、保定両派は合同して、第一次奉直戦後の政局收拾に當つた呉佩孚に対立する態度を示していた。このような内部の分裂から内閣は呉佩孚の支持する王寵惠から汪大燮、王正廷と転々とし、一九二三年一月に曹錕、呉佩孚双方に關係ある張紹曾が内閣を組織して一時の安定を見た。しかし孫文を中心とする南方の動きは、呉佩孚を刺激し、彼をして武断政策を強行させることになつた。この措置に不満を持つ民党系議員の動きは、かねて曹錕を大總統に推戴する機会を狙つていた保定派の乗ずるところとなり、同年十一月曹錕大總統の選出となつた。そして所謂曹錕憲法の名で呼ばれる正式憲法が制

魁され、直隸派の勢力は北京政界を圧するかに思われた。しかし直隸派の横暴と賄選の事實は、世間の反感を買い、直隸派打倒を目的として、一九二四年四月張作霖、孫文、段祺瑞の間に三角同盟が成立するに至つた。以上の様な中国の内政の変化を、日本はこれをどう評価し、対処しようとしたのであろうか。日本政府は、第一次奉直戦直後の一九二二年（大正十一年）七月、日本現役軍人が中国中央政府又は地方官憲の顧問となつて策動するのは、外交上に及ぼす弊害が大であり、「最近奉直戦の際ニ於ケル張作霖日本顧問武官ノ行動ハ正ニ其適例」であるとして出先軍部の行動をたしなめ、次いで同年十二月には内田外相より赤塚（正助）奉天総領事宛次のように対張作霖方針を訓令したのである。

張作霖カ其ノ勢力ノ下ニアル東三省ノ治安ヲ維持シテ和平政策ニ努ムル間ハ張ハ東三省ニ於テ確固タル勢力ヲ維持スルコトヲ得可キモ一旦其ノ武力ニ依リ中央ニ野心ヲ延ヘ以テ武力的統一若クハ遠征ヲ試ミルカ如キコトアラハ其ノ結果ハ必ス失敗ニ終ル可キハ奉直戦争（第一次筆考）ニ於テ明カニ之ヲ示シタル処ナリ從テ奉直戦争前赤塚総領事カ張作霖ニ説述セル通り張カ中央ニ遠征ヲ試ミントスルカ如キハ張ノ為メ及東三省ノ治安維持ノ為メニ之ヲ「デスカレージ」スルノ態度ヲ持統スルモノナリ張カ専ラ東三省ノ治安ニ努ムル事ハ張自身ノ利益且幸福ナルノミナラス滿蒙ニ對シテ錯雜深甚ノ利害關係ヲ有スル日本ニ取リテ最モ望マシキ事ナルニ依リ日本ハ張カ東三省ニ對シテ執ル平和的政策ニ對シテハ同情ヲ以テ之ヲ迎ヘ出来得ル範圍ノ援助ヲ惜シムモノニ非ス、而シテ支那側モ亦自己ノ勢力カ全然日本ノ滿蒙ニ於ケル經濟的施設ニ其ノ根柢ヲ有スルモノナル事ヲ愈々自覺スルニ至ル可ク茲ニ滿蒙ニ於ケル支那側ト日本側トノ利害緊密一致ヲ見ル結果トナルコトハ双方ノ為メニ極メテ喜ハシキ処ナリトス尤モ東三省ノ平和的政策ニ對スル日本ノ援助若クハ同情ト云フモ日本ト列國トノ約束ニ依リ与フル事ヲ得サル性質ノモノ例ヘハ武器ノ供給ノ如キハ素ヨリ關係列國ノ承諾無クシテ之ヲ与フルコトノ出来得サルハ云フ迄モナシ。

一方また軍部側も、第一次奉直戦争の敗戦によつて張作霖に対する評価を若干変えつつあつた。その一例は一九二二年（大正十一年）七月に、張から関東軍を通じてなされた日本軍人の招聘に対する参謀本部の対応に見出される。すなわち張作霖が関東軍を通じて、鉄道、電信關係の工兵將校三名と航空將校一名を推薦してくれるよう要請して来たのに対し、参謀本

部は「……敗戦ノ結果張作霖ノ威望失墜ト在滿支那軍隊ノ悪化トニ顧ミ此際滿洲支那軍隊ノ能力ヲ増進スルハ帝国ノ為ニモ希望スル所ナルヲ以テ自他關係ノ許ス限り本招請ニ応スルヲ可トス」とは思考しながらも「張作霖ハ今尚反乱者ノ地位ニ置カレアルト張ト我トノ從來ノ關係ヨリ見テ此際我現役將校ヲ公然応聘セシムルハ問題ヲ惹起スルノ虞」があり、「……此際……今少シク先方ノ企図ヲ明カニスルト共ニ張作霖ニ対スル軍部ノ態度ヲ決定スルコト肝要」であると、人選難を理由に直ちに招請に応じないことにしたのであつた。<sup>(3)</sup>

さて内閣は、加藤友三郎(一九二二・六・一二成立、山本権兵衛(一九三三・九・二成立)を経て清浦奎吾(一九二四・一・七成立)に引き継がれたが、清浦内閣は、歴代内閣の对中国政策を再確認して、一九二四年(大正十三年)五月、外務、陸軍、海軍、大蔵四省協定の「対支政策綱領」を作成した。その主旨は「支那ノ独立ヲ擁護シ施政改善ニ援助ヲ与ヘ且列国ノ勢力浸漸ヲ杜キ以テ極東ノ平和ヲ確保シ我地位ノ向上ヲ期スヘキハ勿論恒ニ公正穩健ナル精神ヲ以テ支那ニ莅ミ其ノ信賴ノ念ヲ深カラシメ和親提携進シテ其ノ無尽ノ富源ヲ開發シテ我經濟的勢力ノ發展ヲ図リ國運伸長ノ基礎ヲ鞏クスルコト帝国当面ノ急務」と認めて、次のような綱領により、必要な措置を講じようとするものであつた。

(一)ワシントン會議の諸条約を基準として对中国國際關係を律する。但し日中兩國の特殊關係を考慮し、必要と認める場合には自主的態度を以つて機宜の措置に出る。(二)中国の内政に關しては不干渉の方針を以つて臨み、軍備の整理、改良等に対する好意的援助は与えるが、中国政局の現状、國際關係を考慮しその実行に當つては細心の注意を払う。武器供給に關しては國際協定の趣旨を恪守し列國をしてこれに倣わしめる。(三)中国政局の現状に顧みて中央政府のみに偏重することなく、広く地方実権者との間にも出来得る限り良好な關係を結び、各方面に対する日本の勢力の伸長を図る。地方実権者に対しては正当な目的に対しては好意的援助を与えるが、その援助の程度、方法については日本の利害關係に應じ適宜調節を加える。(四)滿蒙は日本の領土と境を接し、国防上および國民的生存上中国他地方に比し一層深甚特異の關係に在るところから、此際特に該地域において我地歩の確保、伸長を図り、殊に北滿方面に向つて新に進路を開拓する方針を執り、此の見地から次の諸点に考慮を払う。

(a) 現下東三省の実権者たる張作霖に対しては既定の方針に従つて引続き好意的援助を与えその地位を擁護する。但しこのため中国全般に対する日本の利害關係に累を及ぼすことがないよう意を用いるとともに、常に張に対して適當な指導を与え、彼をしてその実権なるものは畢竟滿蒙に対する日本の實力を背景とするものであることを自覚させ常に好意的態度を以て日本を迎えるようにさせること。

(b) 滿蒙における秩序の維持は日本にとつて重大な利害關係殊に朝鮮の統治上特に重要視する所であるから、常に最善の注意を払い自衛上必要と認める場合には機宜の措置に出ること。

(5).....

また一方北京の芳沢公使からは、一九二三年九月、今回の日本の震災に対し、曹錕はじめ政府要人、一般世論も日本に非常に同情的であるから「支那現下ノ親日傾向ヲシテ脱線セシメザランガ為メ機宜ノ措置ニ出ツルコト然ルベキカ」との意見具申が行われている。

しかし他方張作霖が、反直隸派のための大同團結によつて孫文の国民党とも提携したことは、国民党の革命思想が東三省へ侵入して来る結果となつた。例えば一九二二年十一月創刊の東三省民報は、純然たる民党的色彩を帯びた新聞であり、このような機関紙の発刊につれて所謂利権回収熱が東三省の地にも侵入して来た。ここに「従来日本の勢力を礎石として、東三省に君臨した張作霖の立場にも、俄然異変を巻き起した」のであつて、その現われが、関東州内犯人引渡要求(一九二四・二)、奉天省長による日本が滿鉄附属地に有する教育権の回収希望表明(一九二四・五)等であつた。両問題とも中国側の希望は達せられなかつたが、東三省内から日本側にこのような要求が出されるにいたつた情勢の下で、張作霖が、第二次奉直戦に乗出したのであるから「日本との關係に於て相当異状をもたらしたことは想像し得られる」ところであつた。このように張作霖の勢力が従来と異つて来て居り、日本が張を後援するに當つて、注意を要することは日本国内においても識者の指摘するところであつた。(9)

さてまた政府の中国内政不干渉方針に対して軍部側、殊に出先機関の評価は次の意見に見出される。関東軍参謀部は一九二三年十月、当時ようやく論議の的となりはじめた、列国による中国の国際管理の問題について「支那国際管理問題ニ対スル意見」を起草し、(一)一般的国際管理は中国の国情上実現不可能であること、(二)これに対する日本の策としては一国の利益の独占、勢力範囲の構成等を抑制し、部分的な国際管理に止め、期を定めて十年を以つて一期とすることを述べ、(三)として今後の対華政策について次のようにその方策を打ち出している。

現下帝国ノ対支政策ノ根本タル所謂内政不干渉主義ヲ維持スルハ却テ支那ヲシテ他ノ強國ニ頼ラシメ日支ノ連鎖ヲ益々弛解セノムルニ至ルヘシ而シテ支那ヲ國際管理ヨリ脱逸セシメ日支提携ヲ親密ナラシムル為メニハ帝國ノ一大政治家或ハ一大有力ノ政治家ヲシテ支那有力ノ政治家若クハ軍閥諸豪閥ニ奔走画策セシメ現下混乱ノ大患タル直派ノ専横ヲ矯メ奉直ノ紛争ヲ解キ比較的公平ノ大總統ヲ待效ニ支那統一ノ氣運ヲ醗醸セシム必スシモ難事ニアラサルヘシ要ハ帝國トシテ其ノ隣接關係ヲ基礎トシ多少内政ニ干与スルノ嫌アルモ露骨ナラサル程度ニ於テ支那時局ノ紛糾ヲ解決シ得セシムルヲ必要ト信ス帝國若シ之ヲ為ササル時ハ他ノ強國ハ或ハ之ニ類似ノ方法ニ於テ我先鞭ヲ著クルコトナシトセス若シ夫レ帝都大災害ニ没頭シ國家百年ノ大計ヲ忽諸ニ附スルカ如キコトアラハ悔ニトモ其ノ詮ナカラシ<sup>(10)</sup>。

ところで張作霖は、一九二三年暮頃から船津(辰一郎)奉天総領事、本庄(繁)顧問に日本からの兵器弾薬の供給方を依頼しはじめた。これに対し本庄顧問は「張ノ誤解ヲ避ケルタメ個人ノ意見トシテ」次のように書面で張に申入れたのであつた。

一、帝國現下ノ対支方針ハ支那自躰ノ存立ヲ害スヘキ共同管理若クハ各省分立ヲ絶対ニ防止シ共存共榮ノ大義ヲ實現スルニ在リ殊ニ帝國ハ東省ト特種ノ關係ヲ有スルヲ以テ其政策モ亦特別緊密ナルモノアリ

是帝國ノ現在將來ニ通スル國策ニシテ其政府当事者ノ交替如何ニ論ナク恒久不變ナルモノトス

二、東省ニ対スル帝國ノ援助ハ常ニ特別親善ナルモノアリト雖完全ナル兵器ノ讓渡ハ事國際信義ニ係ルヲ以テ帝國ハ到底其希望ニ応スル能ハサルヘシ



從テ総司令ノ関内出動ニ際シテハ帝国ヨリ一切兵器彈藥ノ援助ヲ得ヘカラサルモノトシテ万般ノ計画ヲ進メラル、ヲ要ス

三、東省ヨリ敢テ侵犯的行爲ニ出テサルニ拘ラス他ヨリ武力ヲ以テ東省ヲ攪乱セントスルモノアル時ハ其對手ノ如何ヲ問ハス又如何ナル時機如何ナル場合ヲ論セス帝国ハ常ニ断乎トシテ之ヲ阻止スルノ決心ヲ有ス

四、総司令ノ関内ニ対スル武力行動ニ就テハ帝国ハ東省ノ治安維持上常ニ其自重ヲ要望スルモノナルモ南方反直軍ノ勢力長江以北ニ及フカ如キ時機ニ於テモ尚且此希望ヲ固持スルノ意志ニハアラサルヘシ

五、帝国ノ東省ニ対スル方針政策概ネ上述ノ如シ総司令トシテハ須ク之ヲ胸中ニ収メテ将来ノ形勢ニ応スヘク自ラ軍備ノ充實ニ最大ノ努力ヲ払ハサルヘカラス軍備充實ハ兵器彈藥ノ準備ト共ニ軍隊ノ訓練整備ニ在リテ存ス吾人ハ省城以外ノ軍隊ノ訓練整備ニ於テ尚充分ナラサル点歎カラサルヲ遺憾トス<sup>(11)</sup>

右の本庄顧問の意見は、穩当を欠くとして芳沢公使から船津総領事に宛、同少將に注意を喚起するよう指令がなされ、さらに松井外相から、同顧問の意見は、全体として大正十年五月十七日の閣議決定の精神に反し、個々については反対派に對し張の一身一家の安全を保障するかのような誤解を与えるおそれがある、<sup>(12)</sup> 四、(四)は反直隸軍の勢力伸展如何によつては張の中央進出乃至反直隸派に對する張の反抗を從漣するかのような誤解を招く危険がある、(二)の「完全ナル兵器」云々は部分品ならば讓渡しても差支えないことをほめかすおそれがある。要するに本庄少將個人の意見とするも「現役ノ帝国軍人カスル意見ヲ然モ書面ニ認メテ申出ツルコトハ穩當ナラスト認メラレ」るとして船津総領事を通じて本庄宛嚴重注意がなされたのであつた。<sup>(14)</sup>

以上は張作霖に対する対応であるが、それとは別に吳佩孚についても若干の動きが見られる。北京公使附武官林(弥三吉)少將は一九二四年二月「吳佩孚ニ対スル帝国ノ態度ニ就テ」を起草し、參謀次長、陸軍次官に送附して吳佩孚に對しても接近する必要を説いて「帝国当局ハ速ニ吳佩孚ヲ我掌中ニ収メ依テ以テ对支中央關係事項ノ解決ニ便スルト共ニ一般的日

支結合ノ一助タラシムルヲ要ス<sup>(15)</sup>」としている。

この間中国においては、張作霖を中心とする奉天派の対直戦備は着々と進行し、直隸派の圧迫が加わるにつれ、東三省内民心収攬策として東三省郷老会議の開催が計画され、その内部的結束を固めようとした。一九二四年五月初旬奉天省長公署において開催された郷老会議は、張作霖、呉俊陞、王永江、楊宇霆等奉天派の幹部をはじめ、東三省の有力者七〇〇余名が会合した。張作霖は席上「東三省は日露両国の間に挟まれて外交上すこぶる困難の地位に在るが、幸にして保境安民の状態を保っている。しかし国内を顧る時は政争絶えることなく何時東三省に波及するかも計り難い。東三省官民は諸種の準備を為して有事の際に備えなければならない。……」と演説し、奉天派の団結を促した。その後五月下旬吉林副司令孫烈臣の死は一時東三省の政界を暗くしたが、吉林保安司令を張自身が兼任し、新計画に基く東三省陸軍の改編も進んで、今や反直戦の準備は着々と整ったのであった。<sup>(16)</sup>

右に述べて来たように奉直両派が風をはらんで対峙している時、日本では一九二四年六月加藤高明内閣が成立し、幣原外相が登場したのである。

(1) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下二五頁。

(2) 同右三一頁。

(3) 『密大日記』(防衛庁戦史室史料) 大正十三年第二冊。

(4) 一九一九年四月二六日、在華外交団会議は中国に統一政府成立迄武器輸出禁止を決議し、閣議も中国に対する兵器供給差止めを決定した(前掲『日本外交年表並主要文書』上二三三頁、四八七頁)。

(5) 同右六一頁。

(6) 芳沢公使より山本外相宛電報大正十二年九月十一日発八一〇号(極秘) (MT 161857 075~080) (MT 番号は Checklist of Archives in the Japanese Ministry of Foreign Affairs, Tokyo, Japan, 1865-1945, microfilmed for the Library of Congress ©記号は4829)。

(7) 対支功勞者伝記編纂会『対支回顧録』上巻五四九頁。

- (8) 同右五五一頁。
- (9) 例えは半沢玉城「滿洲、日本、張作霖」(『外交時報』四六四号〔大正一三年四月〕所収)
- (10) 『密大日記』大正十二年第五冊 (T 574) (T... Checklist of Microfilm Reproductions of Selected Archives of the Japanese Army, Navy, and other Government Agencies, 1868-1945, Compiled by John Young G 記号 482)。
- (11) 在奉天船津總領事より松井(慶四郎)外相宛公信大正十一年一月十一日発。
- (12) 芳沢公使より在奉天船津總領事宛電報大正十三年二月八日發機密第五号。
- (13) 前掲『日本外交年表並主要文書』上五二四一五二五頁。
- (14) 松井外相より芳沢公使宛電報二月二十五日發三四号。
- (15) 『密大日記』大正十三年第五冊 (T 575)。
- (16) 滿鉄調査課『滿洲現代史』三九九頁。

## 二 江浙戦争の開始と日本の対応

第二次奉直戦争は浙江省の盧永祥と江蘇省の齊燮元との争いを導火線として開始されるに至つた。一九二四年六月安徽系軍閥の一員で奉天派の支持を受ける浙江軍務督辦盧永祥が、直隸系の孫伝芳に追われた臧改平、楊化昭の軍隊をその支配下に入れた事件が発生した。これをきつかけに九月一日、江蘇、浙江の両者の間に所謂江浙戦争が開始された。四日、盧は張作霖に援助を求め、孫文はまた五日に北伐を決定し「討伐曹錕呉佩孚告軍民書」を發表し、七日に張作霖は在奉天各国領事を招集して今回蹶起の已むべからざる理由を説明したのであつた。ここに奉直再戦は、時間の問題となり、日本政府は、再度にわたる張作霖の日本の態度打診、出先機関の意見具申を取上げて具体策を打出す必要に迫られた。

張の日本の態度打診は、九月五日顧問の本庄少将から幣原外相<sup>(1)</sup>、および九月八日同じく顧問の松井(七夫)大佐より児玉関東長官宛<sup>(2)</sup>になされ、その要旨は(一)自分(張)は自重の態度を持しているが、直隸派の圧迫ははなはだしく東三省にまで殺到するときは日本は如何にするつもりであるか、日本政府は自分の期待する援助を与えてくれるであろうか、具体的方針

を承知したい、(一)最近英米人はしばしば中国の統一を希望することを口にする、しかも直隸派、反直隸派どちらか一方を圧迫しても統一を成し遂げたい旨のようであるが、自分としては親日派の手により統一されることを希望する、この英米の動きにつき日本はどう考えるか、(二)最近の露支交渉に見られるように、北京政府は自分に断りなく労農露国に接近し、孫文また半ば以上赤化している、このように自分は直隸派労農露国とに背腹を押えられているがこの事実を日本はどう考えるか、というものであつた。

また出先機関は、江浙戦争に対する日本の対策について次のように意見具申を行つている。

まず船津奉天総領事は、張作霖の動静に関して「我方トシテハ飽迄不偏不党ヲ装ヒ開戦ヲ阻止セス寧ロ傍觀的態度ヲ持スルコト有利ナラスヤト愚考」し、奉直戦が張作霖の勝利に帰した場合には、なるべく段祺瑞の再起を促し張がこれを後援する形勢を誘導馴致する策を講ずること、英米が呉佩孚の失脚を防止するため、何らかの口実を設け居中調停の態度に出る時は日本から機先を制して両者を調停し、直隸派の滅亡を防止し、日本が段派乃至奉天派を牽制し得る余地を残して置くことも一策である。これに対し張作霖が敗戦する場合、直隸軍が遼河以東に侵入するような形勢に対しては日本政府は在滿權益の重要性を中外に明らかにし、秩序紊乱を防止するとの口実の下に、直隸派の侵入を阻止する適当な措置を講ずる、また日本の利益を保護する必要上實力を行使することも已むを得ない、勿論この場合日本は、中国の統一を妨害するものであるとして、英米側が各種の宣伝を為し何らかの形式において日本庄迫の態度に出るであろうが、中国のために實力を以つて日本に臨む程の決意はないと考える。故に日本としては飽迄在滿利益の大であることを明らかにし、断乎たる態度に出るも敢て憚るところではない。

要するに「帝國政府カ万一張作霖ノ敗戦シタル場合ニ前記ノ如キ措置ヲ執ラルル御決心アルニ於テハ張ノ敗戦亦必スシモ我ニ不利ナラス」、却つて最近著しく濃厚となつて来た当方面の利権回収運動を抑制し、これを操縦する上において却つて

便宜となる事態を現出し得る。そして英米側の悪宣伝の予防策として、奉直の關係いよいよ切迫した際日本は大動乱となることを恐れ中国当局がなるべく平和的に時局を收拾することを希望する旨申入れ、日本の立場を擁護する伏線とすることを示唆したのである。<sup>(3)</sup>

また公使官付武官林少将は「帝国ハ不偏不党公平ナル態度ヲ持シ敢テ一党一派ヲ援助スルカ如キハ最モ慎マサルヘカラス  
：大体ニ於テ帝国ノ態度ハ平時ノ政策ト同一ナラサルヘカラス」としながらも「然レトモ過去ノ經驗ニ徴スルニ不干渉主義ハ名ハ美ナリト雖モ動モスレハ無為無策ニ陥ルノ弊ヲ免レス帝国ハ其直派タルト反直派タルトニ論ナク又中央政府ニノミ偏重スルコトナク地方実力者ヲ支持シ個々ノ提携ニヨリ日本ヲ主体トシタル總体的提携ノ連鎖タラシメサルヘカラス故ニ局面ノ變化ニ際シテハ巧ミニ此機会ヲ捕エ大勢ノ赴ク処ニ從ヒ絶ヘス之ヲ利用スルノ用意ナカルヘカラス是即チ平時政策ノ延長ニシテ敢テ憚ル処アルヘカラス」<sup>(4)</sup>（傍点筆者）としたのであつた。

すなわち船津は、奉直双方のバランス・オブ・パワーのうちに、林は局面に応じて実力者に接近することによつて、日本の權益の維持を考えていたのであつた。

これに対し幣原外相は「支那時局ノ推移ハ遽ニ逆賭シ難キ次第」であるが、「此際我国トシテハ苟モ内政干渉ニ亘ルカ如キ嫌アル措置ハ一切之ヲ避ケ」、また「直隸派及反直隸派ニ於テ輕挙ヲ慎ミ此上動乱ノ拡大セザランコトヲ切望スル次第ナルモ単ニ戦乱防止ノ見地ヨリ双方ニ対シ何等勸告ヲ試ムルトモ從來ノ例ニ徴シ確實ニ其ノ効果ヲ期待シ難キヲ以テ差当リ斯ル方針ニ出テサル方針」で「此際奉直何レニ対シテモ其自發的行動ニ牽制ヲ加フルノ意思ナク從テ兩派遂ニ對抗スル場合ニモ公正ノ態度ヲ持シ苟モ一党一派ニ偏スルカ如キ措置ヲ出テサル考」<sup>(5)</sup>（傍点筆者）であつた。

この間中国においては、北京政府は、曹錕大總統の名を以つて九月九日盧永祥討伐令を發し、この討伐令の發布は、直隸派全体の時局に対する態度を決定するものであつた。これに対し張作霖も、閩外に出動することを決意し、連日軍事會議を

開催して対直作戦を練り、九月十日には奉天軍を鎮威軍と名付け、大本營を陸軍整理所に設置し、出動部隊の各司令を任命したのであつた。<sup>(6)</sup> ここにおいて奉直の再戦は不可避となるに至つた。

出先機関の意見具申に加え、九月十日には米國臨時代理大使カッフエリー (Matthew Carter)<sup>(7)</sup>、翌十一日には英國大使エリオット (Sir Charles N. E. Eliot)<sup>(8)</sup> が相次いで外務省を訪れ、日本政府の対華態度を打診するにおよんで、幣原外相の「内政不干涉」方針は、九月十二日の閣議で次のように確定された。

帝國政府ハ今回江蘇浙江兩軍ノ兵火ヲ交ユルニ至レルコトヲ遺憾トシ此ノ上ハ動亂地域ノ成ルヘク局限セラレムコトヲ切望スルモノニシテ殊ニ滿洲地方ノ平靖ハ我ノ最重要視スル所ナリト雖帝國トシテハ差當リ傍觀ノ態度ヲ執リ追テ滿洲ノ秩序紊乱スルカ如キ場合ニ処スヘキ方針ニ付テハ形勢ノ推移ニ応シ更ニ決定スヘシ。<sup>(9)</sup>

なお幣原外相は兒玉閣東長官に、本閣議決定について確認を求めて「時局ノ重大ヲ思ヒ特ニ念ノ為」次のように訓令してしる。<sup>(10)</sup>

……滿蒙地方ニ於ケル我特殊ノ利益ノミナラス其他支那各方面ニ於ケル我各般ノ利益並國際政局ノ大勢ヲモ考慮スルニ帝國政府トシテハ不干涉ノ方針ヲ以テ進ムノ外ナク 本件閣議決定モ此ノ趣旨ニ出テタルモノナルニ付我文武諸官憲ハ歩調ヲ一ニシテ厳正ニ右方針ノ実行ヲ期スヘキコト云フヲ俟タス此際方一我官憲ニ於テ支那政界ノ一派ニ偏シ何等恩讐ノ關係ヲ作ルトキハ日支國交ノ將來ハ極メテ危険ナル地位ニ置カレ延テ帝國ノ威信ヲ世界ニ失スルニ至ルコトアルヘシ……<sup>(10)</sup>

なお同様の見地から朝鮮総督より、奉直關係が發展して朝鮮に重大な影響を与える場合に備えて、中国側との間に國境警備の交渉を為してはどうかとの意見具申に対しても、そのような交渉は「張作霖ヲ困難ナル立場ニ陥ラシムルノミナラス支那ノ各方面並世界ノ公論ニ對シテハ日本カ支那ノ動亂ヲ利用シテ同國ノ主權ヲ損傷スルノ企圖ヲ有スルモノナルカ如キ感想ヲ与ヘ帝國ノ立場ニ累ヲ及ホス虞モアリ尚慎重ナル考量ヲ要スル<sup>(11)</sup>」と不干涉方針の堅持を命じたのであつた。

- (1) 『張作霖ノ幣原大臣宛伝言要旨』(MT 161857 160~163)。
- (2) 児玉閔東長官より幣原外相宛電報大正十三年九月八日発 (MT 161857 172~174)。
- (3) 在奉天船津総領事より出淵アジア局長宛公信九月五日発 (MT 161857 168~171)。
- (4) 材弥三吉「蘇浙兩省開戦ニ就テ」九月五日起草『密大日記』大正十三年第五冊(防衛庁戦史室史料)。
- (5) 幣原外相より在奉天船津総領事宛電報案九月八日起草 (MT 161857 176~207)。
- (6) 滿鉄調査部『滿洲現代史』四一三頁。
- (7) 幣原外相より在北京芳沢公使宛電報九月十二日発五三五号 (MT 161857 198~207)。
- (8) 幣原外相より在北京芳沢公使宛電報九月十二日発五六六号 (MT 161857 208~209)。
- (9) 大正十三年九月十二日閣議決定 (MT 161857 181~182)。なお外務省文書には「注意、傍觀ノ態度、トアルハ不干涉ノ意味」との頭註がある。
- (10) 幣原外相より児玉閔東長官宛電報九月十六日発一六号(極秘) (MT 161857 245~246)。
- (11) 幣原外相より齋藤実朝鮮總督宛電報九月十七日発四二二号(極秘) (MT 161857 257~258)。

### 三 奉直兩派の戦闘と日本の対応

直隸派は、北京から北上するに当り、日本の支持と諒解を得るために、しばしば日本に対して呼びかけを行つた。まず九月十六日國務院秘書長孫潤宇は、芳沢公使の許を訪れ、(一)直隸派に不利な記事をかかげる日本新聞、通信の取締り、(二)日本の勧告による張作霖の南下阻止を要望した。また三日おいた九月十九日には芳沢・呉佩孚会談が行われ、呉は日本の張作霖援助を非難した。(2)日本としては(一)についてはこれを実行に移し、閔東庁管内においては早速「支那時局ニ関シ……帝國ノ既定方針ニ反スルガ如キモノ」を嚴重取締ることにしたが、(二)については不干渉方針遂行の名の下に拒絶することにした。

一方、奉天側も、九月十四日張作霖が船津奉天総領事と会談し、翌十五日には參謀長楊宇霆が宴を設け、船津をはじめ吉田(茂)天津総領事、松井、儀我、阪東、町野四顧問を招く等(4)兩派とも日本に対する働きかけは活発であつた。

かくて奉直兩軍は、九月十八日午前山海関附近において開戦したのを第一戦とし、その後各地で小戦闘が行われるに至つ

た。日本政府は、この形勢に不干渉方針の堅持を内外に明らかにするの必要を感じ、九月二十二日、出淵亜細亞局長の名で次のように発表した。

帝国政府ノ支那ニ対スル態度ニ付テハ過般臨時議會ニ於テ幣原外務大臣ヨリ演説セラレタ通支那ノ内政ニ干与セサル方針アルコトハ今更事新シク言フヲ俟タナイ所テアル從テ今回ノ内乱ニ対シテモ不干渉ノ方針ヲ執リ儼ニ公正ナル態度ヲ持シテ居ルケレトモ右ハ何レモ所謂ニ支那ノ内政ニ干渉スル計画カアルトカ又ハ直隸派援助ノ陰謀カアルトカ言フカ如キ風評カ往々伝ヘラレテ居ルケレトモ右ハ何レモ所謂一片ノ浮説テアツテ毫モ信ヲ措クニ足ラナイノテアル支那ニ於テ今回ノ如キ動乱ヲ見ルニ至ツタノハ帝国政府ノ甚タ遺憾トスル所テアツテ吾人ハ支那官民カ克ク時局ノ重大ナルコトヲ自覺シ速ニ干戈ヲ戢メ秩序ノ恢復ニ努ムコトヲ希望シテ已マナイモノテアル<sup>(5)</sup>

この声明に対し、周駐日中国代理公使は、直隸側は日本の態度に対する疑惑を一掃したと語り、米國代理大使カツフェリもアメリカも日本の不干渉方針を確認したと述べ、外務省は「該声明ハ対外的ニ好感ヲ与ヘタルモノ」と判断していた。<sup>(6)</sup>しかし国内においては、日本と中国との特殊な関係を考慮するとき、英米の中国に対する不干渉と日本のそれとを同列に論ずるのは誤りであり、満洲を攪乱させぬだけの実力的動作の必要の切迫を認識せよとの論が抬頭して来た。<sup>(7)</sup>

一方北京の芳沢公使は、吳佩孚の満洲進入の野望、英米の後援、それが日本勢力の駆逐を意味することを指摘し、戦闘が拡大しないうちにおいて、奉直双方に戦火が満洲に及ぶ場合の日本の決意の程を声明すべきであると具申して来、<sup>(8)</sup>また奉天の船津総領事も、満蒙權益の保持のためには「臨機ノ処置ヲ取り得ル様今ヨリ相当備フル所」がなければならず、北京政府、東三省当局に対し「双方武力ニ訴フルヲ止メ、専ラ平和的手段ニ依リ極力其解決ヲ図ルコト……ヲ日本単独ノ意志ニ依リ所謂自主的見地ヨリ好意的ニ且相当強硬ナル警告ヲ発」することが緊要であると具申を行つて来た。<sup>(9)</sup>

これに呼応するかのようになり、日本国内においても各種団体が、政府は中国に対し何らかの態度を取るべしと具体的な動きを示しはじめた。



九月二十一日、国策研究会は「支那時局対策協議会」を開催し、勝田主計（元蔵相）、添田寿一、田中都吉等出席の上、「吾人は直面せる時局に対し戦火の波及を局限し干戈を止めしむる為速かに最善の方策を講ずることの喫緊なるを認む」との申合せを行い、同二十六日には阪谷芳郎を会長とする公正会極東政策調査会も、満洲の特殊利権擁護のため何らかの具体策を執ることを訴えた。<sup>(10)</sup> また十月一日には与党三派委員が幣原外相を訪れ、「満蒙の特殊地位の喪失を危ぶみ、今日において進んで防止策を執ること」<sup>(11)</sup> を具申した。これに対し幣原外相は次のように回答した。

…帝国の取る可き態度に就ては、民間に於ても、或は奉天派を或は直隸派を援助す可し、或は平和の勧告を為す可し等幾多の説が行はれてゐるが、帝国の立場を考へ華盛頓會議の條約に鑑み更に大正八年の北京外交團の規約に思ひ及ぼす時は唯不干涉主義を取るの外はない、殊に平和勧告の如きは一種の内政干渉を惹き起す場合なしとも限らないから断じて出来ない。併し乍ら和平勧告の時機が絶対にならぬといふ事は予言出来ないが今日之れを為す事は出来ない。私は嘗て華盛頓會議に於て各国に於ける利益範圍の限定を全廢する議があつた際に、満蒙に於ける日本の利益は事實の問題なる事を述べて置いた。此事は米國國務卿の議會に送つた書面の中にも引用されて居る。此一点に就ては篤と考慮してゐるが、近來種々なる方面より種々なる忠告要求を受けてゐるが、今日迄帝國は世界に声明実行して来た内政不干涉主義は飽く迄之れを支持しなければならぬ。近時日本が公明正大なる政治を行ふ事が、漸く世界列國に認めらるゝに至つたのは、此方針で進んで来たからである。然るに今若し一党一派に偏する行動を取るに於ては、折角保つて来た帝國の國際的信用を全然破壊するものであるから最も注意せねばならぬ。<sup>(12)</sup>

また同日、貴族院研究会は「支那動亂」について政務審査總會を開催し、出淵亜細亞局長が出席し「不干涉の名で英米追隨の外交は不可、袖手傍觀の愚を追求」<sup>(13)</sup> されたのであつた。<sup>(14)</sup>

次いで十月三日、孫文の特使李烈鈞が「重要な使命を帯び」<sup>(15)</sup> て横浜に到着し、これと期を一にするかのように民間各団体による政府の對華不干涉方針攻撃は激化しはじめた。それらの動きのうち目につくものを列挙すれば次のようである。

十月四日 東亜聯盟協會。帝國ホテルに總會を開催、三十余名集合して次の決議を行う

今回の支那動乱は帝国の威信安危に關すること頗る重大なり政府は徒らに形勢の推移を觀望するものゝ如くなるも戦局の變化は直ちに東亜の全局に動搖を來すべきこと明らかなるを以て吾人は政府をして此の際速かに和平の爲め積極的行動を執らしめんことを期す<sup>(16)</sup>

十月四日 对支国民大会。芝増上寺及本堂に開催、上杉愼吉、鎌田榮吉、三宅驥一の三博士をはじめ橋本徹馬、望月小太郎等參集次の決議を行う

一、日本国民は支那今次の動乱に処し、其の統一保全と東洋平和の爲めに想応の犠牲を払ふ覚悟あることを宣明す

一、帝國政府は支那全局に対する日本特殊の地位と使命とに鑑み、速かに自主的国策を遂行すべし<sup>(17)</sup>

十月四日 与党三派の院外團富田幸次郎（憲政）、加藤平四郎（政友）、大竹貫一（革新）諸氏主催の三派院外團对支問題準備委員會。午後一時より開催、川島浪速の講演の後、戦禍が滿蒙に波及せぬうち「今日に於て之が対策を講ずる必要がある故に三派の院外團が主となつて政党政派に超越して国論の喚起に當らねばならぬ」との申合わせを行う<sup>(18)</sup>

十月七日 加藤春吉（二八）、渡辺佑吉（二六）、大原義雄（二五）三名の暴漢（大正赤心團員）外相に面会を求めて外務省に乱入。外相不在のため応対に出た高尾秘書官を毆打し、廊下にピラを撒布したが、その檄文は、友邦を救うべき秋に當り「吾政府の之に対する態度は優柔不断、軟弱無定見強いて其無能を蔽はんとして所謂『絶対不干渉主義』を以て終始せんとすと言ふ咄々奇怪、之れ瞭かに我特殊利權と百余万の同胞を見殺しにするものに非ずして何ぞや<sup>(19)</sup>」

十月八日 政友会对支問題有志大会開催所屬代議士、院外團等五十余名參集、左の決議をなす

一、支那動乱の推移は太平洋問題と関連し延いて帝國の地位を危険ならしむるの虞れなしとせず政府は速かに機宜の措置を講じ支那保全の爲め東洋の盟主たるの責任を完了すべし

二、滿蒙に於ける我國特殊地位に鑑み安寧秩序を維持するの爲め帝國政府は断固たる態度を決するの必要ありと認む<sup>(20)</sup>

以上のような動きに加え、十月四日には芳沢公使から一、呉佩孚敗北の場合、二、張作霖敗北の場合、三、引分けの場合を想定し、日本は単に消極面にのみ没頭することなく適切の方策を行うべきであり、「此方針ニ基ク画策ハ出来得ル丈早目ニ之ヲ決定シ現在ノ如ク両勢対峙シ互ニ鎬ヲ削レル時機ニ乘スルコト最適切ニシテ且ツ効果大」であるから、以前から主張

している張吳両者に対して警告を発するのも一法であり、本計画実行について要する金額も奉直双方合計三、四百万乃至五、六百万円もあれば事足りるから「機ヲ逸セズ迅速御詮議ノ上至急何分ノ御回示アラシコトヲ切望」して来た。<sup>(21)</sup>張吳双方に対する警告の件は、九月二十八日の提議以来再三にわたつて、その可否、時機等について芳沢公使から本省宛請訓して来ていたが、幣原外相は「不要回答、公使ノ意見ハ結局觀望ト云フコト也」<sup>(22)</sup>と判断して方針を指示することすらしなかつた。幣原外相の回答不要は、不干渉主義遂行が出先機関に浸透しているものと信じての処置であつたが、芳沢公使の側では「折角ノ機会ヲ逸スル虞」<sup>(23)</sup>が生じたり、北京政府、吳佩孚との会談に當つて本省の意向不明のため「誠ニ当惑ヲ感セサルヲ得ス」<sup>(24)</sup>とするような事態が生じたりしたのであつた。

一方吳佩孚側の日本への働きかけも積極化し、國務總理顏惠慶の線から芳沢公使へ、顧問岡野増次郎を通じて西園寺公をはじめとする日本の支配層および満洲の船津奉天総領事、白川（義則）関東軍司令官、安広（伴一郎）満鉄社長等に満洲に關して諒解を得るため親書を送ること六十余通に及び「極力看盜糾繩の策に出」たのであつた。<sup>(25)</sup>

十月九日、吳佩孚は吉田天津総領事と会談し、満洲進入後日本の既得權益はあくまで尊重すること、条約規定の權利にして、張が未だ日本に許可しないものもこれを与えるに躊躇しないこと等を熱心に説いた。吉田総領事は吳の言に相当心を動かされ「先方（吳）ノ希望ヲ聞キ彼自ら出シタル手ヲ辿リテ彼トノ接触ヲ益々深クスルコト最然ルヘクト思考ス」るに至つた。<sup>(26)</sup>

以上のように出先各機関の接触範囲の相違と判断の差は、国内の各種の動きと相俟つて、幣原外相にこれ以上単なる傍觀を続けさせるに困難な状況となつて来た。ここに袖手傍觀、亜細亜局長による不干渉声明から一步を進めて、奉直兩軍への注意勧告となつた。芳沢公使の数次にわたる意見具申もようやく実現の運びとなり、次の覚書が十月十三日芳沢公使より顧問鈞外交総長へ、船津奉天総領事から張作霖へ各々手交された。

帝國政府ハ今回不幸ニシテ勃発セル支那国内ノ争乱ニ対シテハ絶エス厳正不干渉ノ態度ヲ執リ来レリ戦端ノ開始セラレタル原因ノ如何ヲ問ハス現ニ對抗スル兩軍共ニ等シク支那国民ノ一部ヲ為スモノニシテ日本ノ支那国民ニ対スルヤ偏ニ友好善隣ノ關係ヲ増進セムトスルノ外何等他意アルコトナシ之ト同時ニ滿蒙地方ニ於テハ帝國臣民ノ居住スルモノノ實ニ数十万ニ上リ日本ノ投資及企業極メテ莫大ナルモノアリ殊ニ帝國自身ノ康寧懸リテ同地方ノ治安秩序ニ存スル所亦頗ル多シ帝國政府ハ毫モ支那ノ内争ニ干渉セムトスルカ如キ趣旨ニ基カスシテ茲ニ兩軍ニ対シ以上ノ明瞭ナル事実ニ付嚴肅ナル注意ヲ喚起シ且斯ノ如ク緊切ナル日本ノ權利利益ハ十分尊重保全セラルヘキコトヲ最も重要視スルノ意ヲ表明ス<sup>(27)</sup>

本警告に對シ、北京政府、張作霖とも日本の權益擁護には十分意を尽すと回答したが、山海關附近の兩軍の勢力均衡は容易に破れなかつた。

日本国内には在滿權益擁護のため適宜の措置を望む声が閣僚の間からも聞かれるに至つた。十月二十三日午前九時半から首相官邸において開催された閣議においては、「日頃出兵の嫌いな」高橋（是清）農商務相まで、ここに至つては東三省の戦火を防止するため張作霖を援助するほかないと発言した。しかし幣原外相は、次の三つの理由をあげて断然これに反対の意を表明した。

一、政府はさきに中国の内争に干渉しないという方針を閣議で決定し、これを中外に声明した。一方を援助することは明らかかな干渉であつて、さきの嚴肅な声明を反古にするもので、国際間の信義を守ると否とは、国運の消長に関する重大問題である。

二、吳佩孚が勝に乗じて東三省に侵入するようなことがあつても、奉天に進軍するには南滿洲鐵道を横断しなければならぬ。日本は條約上、滿鉄地帯に駐兵権を有するから、これを横断するには、わが鐵道守備隊と交戦してこれを撃破することが先決条件である。しかるに直隸軍が長驅奉天に近づくころには、わが精銳と兵火相見ゆる余力はあるまいと思う。またかりに吳佩孚が滿洲を統治するとしても、張作霖と同様、彼をしてわが既得権を尊重せしめることは決して不可能ではない。

三、馮玉祥軍は現に張家口方面に兵旅を整えている。馮と吳とは宿怨の間だから、吳が東三省に覇を唱えることを馮が手を束ねて傍觀す

ることはあるまい。必ずや張と呉とが山海関の險に乾坤一擲を争う利那こそ馮の蹶起のチャンスであろうと思う。もしそうなれば呉佩孚は後方を断たれるから兵を引くほかはなく、張作霖も旗色を持ち直すであらう。

幣原外相は、以上のような考えから、「このさいわが国は動かざること山の如き態度をとることが最善の策である」と主張したが、閣議は、議論沸騰してまとまらずに政友会派は積極策を主張した。加藤首相は、議論が紛糾した閣議に一時休憩を宣して、幣原外相を隣室に招き、妥協の余地はないかと相談におよんだ。幣原は「自分の信念は曲げられず絶対に妥協の余地はない。閣僚が自分の主張を容れず張作霖を援助するというなら自分は辞職する。内閣を改造して新外交政策を行うことが問題解決の最上策である」と辞表を手にして決意の程を示した。加藤首相は「君がそれほどの決心ならば自分は中国内争不干渉方針を一貫することに異議はない」と閣議を再開したが、終に結論を出すに至らず散会した。<sup>(28)</sup>

馮玉祥のクー・デターのニュースが幣原外相の下に届いたのは、その日の晩であつた。

- (1) 在北京芳沢公使より幣原外相宛電報大正十三年九月十六日発八四一号(極秘)(MT 161857 236~244)。
  - (2) 在北京芳沢公使より幣原外相宛電報九月二十日発八六三号(MT 161857 264~270)。
  - (3) 児玉閔東長官より幣原外相宛電報九月十八日発号不明(MT 161857 263)。
  - (4) 在華日本紡績同業会編『船津辰一郎』一五八頁。
  - (5) 外務省公表第十六号(MT 161857 273)。
  - (6) 大正十三年九月二十二日亜細亜局長声明ニ関スル件(大正十三年十月九日出淵局長口述守島事務官手記)(MT 161857 271)。
  - (7) 例えば外交時報巻頭言「不干渉主義の悲哀」(同誌四七七号〔大正十三年十月十五日号〕所収)。
  - (8) 在北京芳沢公使より幣原外相宛電報九月二十三日八八三号(極秘)
- なお芳沢公使は次のような声明を北京政府に向つて出すことを具申した。「日本帝國政府ハ支那ノ国内争乱ニ干与スル何等ノ意嚮ヲ有セズト雖與討逆總司令ノ声明ニ鑑ミ滿洲カ交戦ノ巷トナルベキコトアルヲ慮リ日本ガ同地方ニ於テ有スル權利及利益ガ右ノ戦鬪行為ニ依リ侵害セララル場合アリトセバ之ヲ座視スルモノニアラザルコトヲ玆ニ予メ声明ス」(MT 161857 292~293)。
- (9) 在奉天船津總領事より幣原外相宛電報九月二十三日発三三七号(極秘)(MT 161857 294~299)。

- (10) 『時事新報』大正十三年九月二十二日付。  
 (11) 同右紙九月二十七日付。  
 (12) 『東京朝日新聞』十月二日付。  
 (13) 『外交時報』四七七号(大正十三年十月十五日号)一三三—一三四頁。  
 (14) 『東京朝日新聞』十月二日付。  
 (15) 『時事新報』十月四日付。  
 (16)・(17)・(18) 『時事新報』十月五日付。  
 (19) 同右紙十月八日付。幣原喜重郎『外交五十年』九八—九九頁、本暴行事件の犯人三人は張作霖の名さえ知らず取調べに當つた麴町警察署福原署長をあきれさせたが、当局は背後関係を重視し追及する一方、外務省の警備を嚴重にすることになった(『時事新報』十月九日付)。  
 (20) 『時事新報』十月九日付。  
 (21) 在北京芳沢公使より幣原外相宛電報十月四日発九九四九号(極秘)(MT 161857 368~387)。  
 (22) 在北京芳沢公使より幣原外相宛電報十月六日発九五八号の頭註(MT 161857 390~394)。  
 (23)・(24) 在北京芳沢公使より幣原外相宛電報十月八日発九六八号(MT 161857 405~407)。  
 (25) 岡野増次郎『呉佩孚』二七八頁、在奉天給津総領事より幣原外相宛電報十月十日発三八二二号(MT 161857 421)。  
 (26) 在天津吉田総領事より幣原外相宛電報十月十二日発一四五号(MT 161857 438~440)、天津軍司令官より參謀次長宛十月十一日発天電第一六〇号(MT 161857 457)、前掲岡野二七八—二七九頁。  
 (27) 外務省公表第二十号(MT 161857 462~463)。  
 (28) 幣原喜重郎『外交五十年』一〇〇—一〇二頁。

#### 四 馮玉祥のクー・デター

十月中旬に至つても奉直間の戦闘は、一進一退を繰り返すのみであつた。十月十一日呉佩孚は、自ら山海関に出勤し各軍を統一し奉天軍を撃破しようと試みたが、第二軍王懷慶、第三軍馮玉祥の両司令が動かず、戦局はもつぱら山海関方面のみで展開されていた。呉は王、馮に対し、速かに進軍して側面から奉軍を牽制することを要請した。しかし両司令は命を聞か

ず、戦局は直隸軍の不利に陥つた。そこで呉佩孚は十月十八日「一まず総退却を行い、王、馮の真意を確め、場合によつては、王、馮両司令を退け、その後後凶を策す」ことを曹錕大總統に申告した。これに対し曹は、軍事処長陸錦とその可否を審議し、呉に向つて「その必要を認めず、あく迄奉天軍を撃破すべし」と回答した。呉は、この回答にかえつて奮然として攻勢に出て奉天軍突破を計画したが、頽勢を直ちに挽回するには至らなかつた。

一方馮玉祥、王懷慶は、戦局の推移を看傍していたが、この機に乗じて密かに、熱河の米振標、通州の陝西軍第一師長胡景翼、北京警備副司令孫岳等と通謀し、呉の武力統一政策に反対する行動を執ることとなつた。ここに馮玉祥は、十月二十二日夕刻熱河より北京に引返し、同夜北京郊外の北苑において軍事會議を開催し、クー・デター断行の方針を定め、翌二十三日未明から馮玉祥の部隊は統々北京に入城し、交通・通信機關を掌握し、曹錕を圧迫して、停戦令の公布、呉佩孚の免職等を行わしめ、ここに局面は一変した。

馮のクー・デターは、呉佩孚の天津撤退、更に海路による芝罘逃亡をもたらす結果となり、日本朝野が危惧した「在滿權益の保持」は遂行されたのであつた。

さて馮のクー・デターの理由は「呉佩孚が實力を頼んで常に王、馮を薄遇したる私怨に基く」と当時推測されたが、その裏には、中央と連絡をとつた日本出先軍部機關の暗躍があり、外務省出先機關もこの工作を暗黙のうちに諒解していたのであつた。

この裏面工作について、それを直接裏付ける資料は未だ見当らないが、しかし関係者らのメモアールの類によつて筋を組立てると次のようになる。

まず最初に動いたのは、当時予備役の陸軍大佐で住友合資会社の嘱託となつていた寺西秀武であつた。寺西は、大正十三年秋日本に居り東京に来ていたが、第二次奉直戦の氣運動くと聞き、銀座の大倉組に飛込み、同社の暗号電報を利用して、

段祺瑞宛に天津支店の手を経て即刻戦争を開始せよと打電し、直ちに奉天に向つて直行した。渡華した寺西は、車中で奉天軍の第六軍副軍長呉光新に遇い、呉とともに張作霖を訪問し、段祺瑞との協力を勧め、直ぐ天津に飛び、馮を寝返らせる計画を練つたのであつた。当該段は天津租界にあり、「金は段から奉天の作霖へ手紙で頼み、天津で受取るようにし」たのであつた。<sup>(2)</sup>

「奉直兩軍が山海関に膠着して居た頃、段祺瑞の方から張作霖の所へ、百万円あれば馮玉祥や胡景翼、孫岳の買収が出来るから、金を出して呉れぬかと、頻りに申込んで来て居た」<sup>(3)</sup>ものが、果して寺西の勧めによるものであるかどうかは不明であるが、張の下へこのような申込みが来ているのを聞いた張作霖顧問松井（七夫）大佐は「張が出し渋つてゐるので、楊宇霆とも相談の上、或る日阪東（末三）顧問を伴ひ、張を其私室に訪ひ『百万円位で戦争に勝てるなら、こんな安い事は無い。假令無駄になつたとしても、百万円捨てたと思へば、宜いでは無いか』と懇談すると、張も漸く納得し」、その金は、張が日本人の手により運ばれることを希望したので、楊のすすめもあつて張の氣の変らぬその日のうちに金を出させ、松井から天津の支那駐屯軍吉岡（顕作）司令官に送ることになり、三井銀行の天野（悌二）奉天支店長から吉岡司令官の手を経て段祺瑞より馮玉祥に渡つたのであつた。<sup>(4)</sup>

ところでこのクー・デターを、馮玉祥側に直接働きかけたのは土肥原賢二中佐であつた。<sup>(5)</sup>なお土肥原は、坂西利八郎中將の推薦によつて同中將とともに大正十三年九月「支那大總統府軍事顧問」となる筈であつたが、參謀本部の「現在ノ儘トシ正式応聘ハ暫ク見合度意見」によつて、參謀本部付のまま中国に在勤してゐた。<sup>(6)</sup>したがつて坂西と土肥原の關係は極めて近かつたと考えられるが、この坂西の下に「当時大總統曹錕がその地位を保持する為めに秘書長王蘭亭、顧維鈞等の細工で米國に援助を求めんとしてゐる情報」が入つて来た。「尚ほその証拠文書は写しではあるが、出処が間違いないものであるから、之が実現すると日本に取つて重大問題であると思ひ、土肥原が之を黄郭に示してその打破運動を促した」ものであつ



た。「是に於て革新に鋭意なる黄郭は馮玉祥を説いて謀反をやらせ、断然曹錕を叩きつゝ手段を取ることとなつたのである。顔惠慶内閣の教育総長であつた黄郭は「閣議にこの文書を持出し、閣議がすむとその足で直ぐ高麗宮の馮の所に飛んで行つてその蹶起を促したのである。馮も一寸二の足を踏んで躊躇したと言ふが、黄は一晚泊り込んで口説き且つ北京入城の際に貼り出す告示文の草案を作り、それを印刷までして翌朝北京へ乗込んだ」のであつた。黄郭の動作が疾風迅雷のようであつたので、曹錕がこの変を感付いたのは其朝すなわち十月二十三日の午前九時頃であつたといふ。<sup>(7)</sup>

なおこのクー・デター計画への現地日本軍憲の参劃は、軍上層部の知るところであつたのであろうか。宇垣陸相も上原元帥も知るところであり、かえつて工作を使啖したもののようであつた。宇垣日記は、次のように誌している。「……日本は自重的態度と確乎たる決意を以て差当りは形勢の推移を觀望し機を捉えて調停を行ふ。夫れは余り双方の均衡の破れざる先に又滿洲に於ける日本の立場を益々鞏固ならしむる為には現在の権力者たる張に有形無形に涉り相当の支持を与ふること（兩軍山海関対峙の初期に於ての感情也）以上の考の下に政治家、実業家、政党等も動かし決戦真際には陰微の間に相当の支持を与へし結果として其の後の局面は展開せり。……」<sup>(8)</sup>（傍点筆者）

また上原伝記には次のようにある。「元帥は、単に国防国策の見地より滿洲の断じて放棄すべからざることを認め、陸軍少将林弥三吉を擢て、我が北京公使館附武官に任じ、之に内命を伝へ、臨機措置する所あらしめた。第二次奉直戦争が、勝敗地を異にし、常勝軍を以て誇つてゐた呉佩孚が一敗地に塗れ、張作霖が僅に其の地位を保つことを得たのは、元帥の暗籌黙算に由ることが尠くなかつたことを知らねばならぬ。」<sup>(9)</sup>（傍点筆者）

林武官が具体的にいかなる役割を演じたかは、未だ明らかでないが、同じく上原伝記に「……馮玉祥が断然意を決して、奉軍に内応するに至つたのは、林少将の奇策妙籌善く馮玉祥を動かし、之をして其の態度を豹変するに至らしめた結果であつた」<sup>(10)</sup>（傍点筆者）とあり、また林自身も、次のように述べているところから何らかの動きを見せたことは明らかである。

「第二奉直戦の時の我が方の考への如きは、第一には満洲といふ我が国防上の重要な根拠地に外国勢力の入ることを防が  
んが為め、第二には我が満蒙の既得權益擁護の為に打つたところの、我が国文武両方面の出先の合作であつて、旨く其の  
目的を達したのである」<sup>(11)</sup>。また外務省出先機関がこの工作をある程度知つていた証拠として「直軍敗戦し、最後の勝利が奉  
軍に帰するや、時の北京駐劄全權公使芳沢謙吉は直ちに馳せ来りて、林少将に対し『甘くいつた』とて、其の成功を祝し」、<sup>(12)</sup>  
また前記林武官が「文武協力の実例二三」<sup>(13)</sup>として臨場事件、上海波止場問題<sup>(ハフツツ)</sup>とともに出先軍部機関と出先外務省機関との  
協力が極めて良好に行われたとして扱つてゐるところからも察せられるところである。

さて馮玉祥のクー・デターの知らせが日本外務省に入つたのは、前述のように十月二十三日の夕刻であつた。当日閣僚は  
永田町の首相官邸で午後五時半から開催された関西実業家招待会に出席していたが、その席上へ外務省から幣原外相宛電話  
で、馮の軍隊北京進入、続いて呉佩孚軍の天津方面からの撤退が知らされたのであつた。<sup>(14)</sup>

かくて幣原外相は加藤首相に依頼し、招待会終了後臨時閣議が開催された。宇垣陸相は、病気で招待会は欠席して  
いたが、閣議には馳せつけた。臆測をたくましくすれば、宇垣は自宅で秘かにクー・デターのニュースの入るのを待つて  
いたかもしれない。閣議の席上幣原外相は北京からの電報を報告し、「閣僚諸君の非常な御配慮を煩わしたが、これで満洲が戦  
禍を蒙る心配はなくなつた」と述べたのであつた。さきに張作霖援助を主張した高橋是清農商務相は大いに喜び「君が頑張  
つてくれたので、日本は救われた。もしわれわれが主張したように張作霖を秘密に援助していたら、大変なことになる  
列国にも顔向けが出来ず、われわれは進退に窮せざるを得なかつた……」と幣原外相に握手を求めた。<sup>(15)</sup>が、これによつて  
みると、それが軍部機関の画策による所であつたことは知る由もなかつたと言ふことになる。

(1) 呉佩孚先生集編輯委員會編『呉佩孚先生集』下編四〇三—四〇四頁。

(2) 対支功労者伝記編纂會編『統對支回顧録』下巻八〇七—八〇八頁「寺西秀武」の項。

(3)・(4) 同右九〇〇―九〇一頁「松井七夫」の項。

なお松井七夫大佐は大正十三年九月二十日付を以て本庄繁少将の後任として「東三省保安總司令張作霖顧問」となつたが、陸軍大臣より与えられた訓令によれば松井の任務は次のようである。(『密大日記』大正十三年第三冊)。

- 一、応聘間奉天省ニ於ケル軍事關係ノ諸施設ハ範ヲ帝國ニ採ラシムル如ク指導シ以テ有事ノ際日支兩國軍ノ協同提携ニ便ナラシムヘシ
- 二、任務達成ノ為閔東朝鮮兩軍司令部及奉天、哈爾濱等ノ帝國軍憲ト連絡スルハ勿論在東三省必聘武官ト緊密ナル脈絡ヲ保持スルヲ要ス
- 三、奉天省ノ軍事、内政、交通、財政經濟、地理資源並列國勢力等ニ関スル事項ハ本務ニ妨ケナキ範圍ニ於テ為シ得ル限り之カ諜知ニ努ムヘシ

(5) 同右八三二頁「坂西利八郎」の項。

(6) 『密大日記』大正十三年第三冊(防衛庁戦史室史料)。

(7) 前掲『統對支回顧録』下巻八三二―八三三頁「坂西利八郎」の項。

(8) 宇垣一成『宇垣日記』四二頁。

(9) 元帥上原勇作伝記編纂委員會編『元帥上原勇作伝』下二七八頁。

(10) 同右二七九―二八〇頁。

(11) 林弥三吉述『文武権の限界と其の運用』六一―六二頁。

(12) 前掲『元帥上原勇作伝』二八〇頁。

(13) 前掲林五六―六二頁。

(14) 『時事新報』大正十三年十月二十四日付。幣原喜重郎『外交五十年』一〇二頁。

(15) 同右幣原一〇三頁。

## 結 び

馮玉祥のクー・デターによつて、日本政府は、「不干涉政策」を全うし、在滿權益を保持することとなつた。幣原外相は「終始一貫の態度を持し」、加藤首相も「之に同意した結果、非常に良好の地位を占むることを得た」わけである。しかし宇垣陸相は誌している。「新局面の開展(馮のクー・デター)筆者を以つて一種の天佑なりしが如く考へて居る目出度連中も世間には多数存するが如く又世の中はそれで宜しいのである。結構なのであるよ<sup>(2)</sup>」。「張の戦勝馮の寝返りが何処に原因し

ているかも知らずして得意がりて居る彼等（外務省系統―筆者）の態度は憐れむべく且つ笑止の至りである……<sup>(3)</sup>と。

本稿においてすでに述べて来たところから明らかなように、第二次奉直戦争の時期においては、出先機関からの強硬な張作霖援助要請その他在満権益保持のための措置執行要請に対し、幣原外相は「内政不干涉方針」を堅持して動かず、国際信義を失わずに済んだのであつた。しかしその裏には、軍部の画策があり、これに外務省出先機関の暗黙の協力があつたのである。以上のことから所謂第一次幣原外交について次の点が指摘出来得る。

第一には幣原が「内政不干涉」、国際協調主義を飽くまでも強く貫こうとしたことであるが、第二には幣原が、その実施過程において夙に指摘されるように国内状態に対する洞察殊に軍に対する配慮を欠いていた点<sup>(4)</sup>である。わたくしはこれに外務省出先機関に対して自由裁量の余地を与えなかつた点を加えたい。自己の信ずる国際協調主義を強制し、中国通を以つて任じる芳沢公使、船津総領事らに対しても、訓令外交に終止し現地タクティクスの面を全く無視した点である。芳沢の不満については三章に既述したが、十二月に外務省を訪れた船津に幣原外相が「曾て張援助の意見を電請したこと」に対し、「これを皮肉ると共に、対支不干涉即ち無策の成功をいかにも誇るものの如く見受けられた」<sup>(5)</sup>のはその一例であらう。

幣原の理想主義外交に対する軍部の不満の表われは、一九二五年（大正十四年）一月北京公使館で行われた「在支諜報武官会議」における林弥三吉武官の発言に示されている。その要旨は「……外交官は平戦両時における国家存立の根基に立つて活動すべきであるのに、多くは永い泰平のなかで、屈從してでも協調和平することを外交官の天職であるかのように考えている。故に軍人が国防に忠実であるためにはこれらの外交官とは別に独自に行動すべきである。よつて世人が二重外交を非難するもこれに屈服する必要はなく、統帥権の発動により着々実行を期すことが肝要である」というものである。<sup>(6)</sup>

わたくしはここに軍部路線の発言力の強化の意図とそれが実現されて行く過程を見ないわけには行かない。第一次奉直戦争当時（一九二二）には外務省路線は未だ軍部路線をチェック又はコントロールすることが出来た。第二次奉直戦争時（一九

二四)には軍部路線が秘かに画策し、これを成功させた。郭松齡事件(一九二五)の時にになると、関東軍白川軍司令官よつて二度にわたる警告が郭松齡に発せられるにいたる。その後、張作霖爆死事件、滿洲事変、日華事変と、更には太平洋戦争開戦に至る歴史的過程において、軍部の推進力は、次第に外務省路線を逆にチェック又はコントロールして行くのである。

第一次、第二次奉直戦争と日本の対応についての拙稿は外交史実の探究を主としたものであり、当時の日本外交を規制する国際政治の枠組<sup>フレームワーク</sup>、政策決定機構の権力配置等に対する考察を同時に為さなければならぬことは筆者も痛感する所である。これらの問題を包含して更に研究を進め、後日稿を改めて発表したいと考えている。

- (1) 加藤首相の憲政会幹部会における「対支時局談」(伊藤正徳編「加藤高明」下六一―六一九頁所収)。
- (2) 前掲『宇垣日記』四二頁。
- (3) 同右四八頁。
- (4) 松本重治他、近代日本の外交『四二頁の川越茂前駐華大使の発言』。
- (5) 前掲『船津辰一郎』一五八頁。
- (6) 在支諜報武官会議記事(『密大日記』大正十四年第五冊)(P. 593)。

附記 本稿作成については、外務省の栗原健博士、同省記録班の斎藤尚一班長および同班の係官、また防衛庁戦史室の稲葉正夫氏、三好

親雄係長および同室の係官の方々に、資料・閲覧その他について便宜を計つていただいた。さらに慶應義塾大学の同僚松本三郎氏に、原稿提出後渡米する筆者に代つて校正をしていただくことにした。以上の方々に厚く感謝の意を表する次第です。

(昭和三八・二・二〇)

追記 本稿が印刷に着手されてから、防衛庁戦史室稲葉正夫氏の御教示により、大正十四年八月から昭和四年八月まで馮玉祥の軍事顧問

をされた元陸軍少佐松室孝良氏に面談の機会を得た。松室氏の談話によつて、百万円という金が王乃模、段祺樹と松室少佐の三人によつて馮玉祥の許に届けられたこと、馮のクー・デター計画の日本側立役者が土肥原中佐であつたこと、を確認出来た。

(昭和三九・一・二〇)